

埋設配管・配線切断事故防止措置等に係る特記仕様書

1 対象作業

既存建物の躯体内、地中の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業

- ・あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き、地山の掘削等

2 事故防止措置等

① 事前調査

既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。

② 作業前調査

非破壊検査（電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法）や試掘（手堀り等）により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。

③ 迂回措置

上記①、②によっても埋設配管・配線の位置が確認できない場合は、切り回し等の迂回措置を検討すること。

④ 被害防止措置

- ・既存建物の躯体内については、原則として影響を受ける恐れのある各種設備の供給を、既存ブレーカ、バルブ等で停止し、作業用工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続し使用すること。
- ・地山の掘削については、手堀りや小型重機等を併用しながら慎重に施工すること。
- ・重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回を行うこと。

⑤ その他

現地の状況を確認した上で、リスクを回避する工法の採用を検討すること。

3 監督員の承諾

施工計画書に対象作業に係る事故防止措置等を記載すること。なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。

4 事故発生時の報告

埋設配管・配線を誤って切断した場合は直ちに作業を中止し、監督員及び施設管理者に報告し、指示を受けること。